

随 意 契 約 理 由

令和 7 年(2025 年)2 月 28 日

契 約 担 当 課 名	豊中市教育センター
発 注 担 当 課 名	豊中市教育センター
契 約 名 称	児童生徒一人一台タブレット端末年次更新支援業務委託
契 約 内 容	児童生徒一人一台タブレット端末年次更新支援業務
契 約 締 結 日	令和 7 年（2025 年）2 月 28 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年（2025 年）2 月 28 日から令和 7 年（2025 年）5 月 10 日まで
契 約 の 相 手 方 (所 在 地 ・ 名 称)	大阪府大阪市中心区和泉町 2－2－2 (株) 内田洋行 大阪支店
契 約 金 額	3 1, 2 0 4, 8 0 0 円 (税込)
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 本件は、各校の教職員の業務を補助する人材を配置し、端末等の過不足が起こらないようにカバー交換や端末リカバリ作業、各種ソフト・アプリケーションの児童生徒アカウントのクラス替え作業を行うことで、年度当初の児童生徒一人一台タブレット端末の配備を円滑に進めるものです。 年次更新作業では、SIM カードの挿入・設定作業、既存の学習系ネットワークに接続するための作業や各種ソフトウェアの設定が必須となります。 株式会社内田洋行 大阪支店（以下「同社」とします。）は、本市の既存タブレット端末の設計・導入、学校ネットワークの構築及び運用保守を行っており、本市独自の機器設定を熟知している同社以外が作業することは不可能であり、障害発生時の迅速な対応も見込めます。 そのため、同社と随意契約の締結を行うものです。